

第2編

ライフプランニング

第2編のポイント

- ☑ 「教育資金」「住宅資金」「老後資金」は特に多額の資金を必要とするため、「人生の3大資金」と呼ばれている。
- ☑ 社会保険制度には、すべての人を対象とする年金保険・医療保険・介護保険と、原則として雇われている人を対象とする労災保険・雇用保険がある。
- ☑ 公的年金制度は、すべての人を対象とする年金制度のベースとなる国民年金と、民間の会社員および公務員等、勤務先がある人を対象とする厚生年金保険がある。
- ☑ 企業年金制度は、公的年金制度を補完する年金制度である。近年、確定拠出年金の個人型年金の適用対象者が拡充されている。

第1章 ライフプランニングと資金計画

1 人生の3大資金

長い人生には、結婚、子どもの誕生、子どもの進学、住宅取得など、その時々でさまざまなライフイベントがあります。これらのライフイベントには大なり小なりの資金を必要としますが、その中でも、「教育資金」「住宅資金」「老後資金」は特に多額の資金を必要とするため、「人生の3大資金」と呼ばれています。

2 教育資金設計

教育資金設計の最大の特徴は、子どもが生まれた時点で、「資金が必要になる時期がある程度確定する」ことです。また、子どもが成長するにつれ、負担しなければならない金額が加速度的に増えていくという特徴も併せ持っています。

教育資金設計に関しては、「子どもが大学まで進むかどうか」や「奨学金利用の可否、制度の有無」などの不確実な要因があります。また、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金制度による授業料負担の軽減、大学の授業料減免等の高等教育の修学支援新制度など、家計への負担を軽減する制度も拡充されています。教育資金設計を確実に達成させるためには、子どもができるだけ小さいうちから、大学まで卒業することを前提に準備を始めることが、大きなポイントといえます。

教育資金の準備にあたっては、次のような方法があります。

(1) こども保険・学資保険

一般に、親が契約者、子どもが被保険者となり、親子で契約します。子どもの入学・進学年齢に合わせて祝い金を、満期時には満期保険金を受け取れます。保険期間の途中で親（契約者）が死亡・高度障害状態になった場合、その後の保険料の払込みは免除されます。さらに、満期まで毎年、育英年金を受け取れる商品もあります。

(2) 公的教育ローン

使用目的が子どもの教育関係に制限されるローンです。高等学校から大学（院）、各種学校までの入学金、授業料、学校への納付金などが対象となります。

公的教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付名	教育一般貸付
対象	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校、海外の高等学校・大学、予備校など
返済期間	18年以内
利率	固定
融資限度額	1学生・生徒当たり350万円以内（所定の要件を満たす海外留学や自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院の場合は450万円以内）
取扱窓口	公庫全支店と銀行、信用金庫、信用組合、JAなどの金融機関
要件	世帯の年間収入（所得）が一定金額以内であること 例えば、子ども1人の場合は、給与所得者は790万円以内、事業所得者は600万円以内の世帯。一定の要件に該当する場合は、給与所得者は990万円以内、事業所得者は790万円以内の世帯。

(3) 奨学金制度

奨学金制度には大きく分けて給付型と貸与型の2種類があり、返済する必要のないものが給付型、全額返済しなければならないものが貸与型です。従来、奨学金は貸与型が中心でしたが、近年は給付型が拡充されています。主な奨学金としては、日本学生支援機構が実施する奨学金制度があります。

(4) 高校生等への就学支援

国公私立を問わず、高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対しては、授業料に充てるための高等学校等就学支援金が支給されます。2020年4月からは、さらに、私立高校等に通う生徒に対する支援金が拡充されました（私立高校授業料実質無償化）。

(5) 大学生等への修学支援

2020年4月から「高等教育の修学支援新制度」が実施されました。住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生等は、給付型奨学金制度を利用することができ、併せて、大学・専門学校等の入学金・授業料が免除または減額されます。支援内容や手続き等については、日本学生支援機構が相談窓口を設けているほか、各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口において相談することができます。

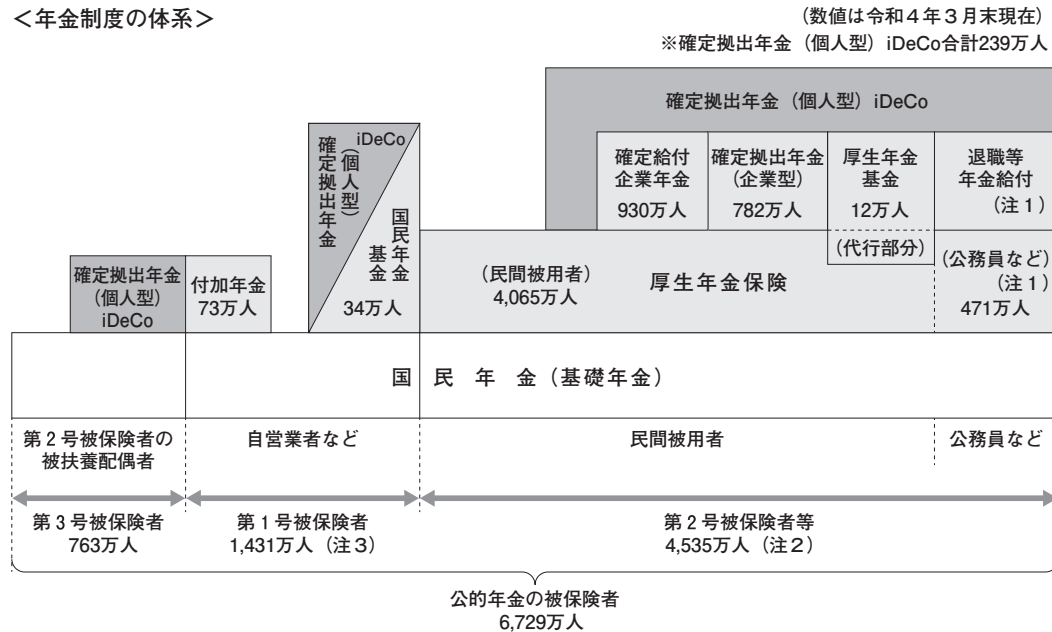
第3章 公的年金

1 公的年金制度

1-1 年金制度の概要

年金制度は、高齢者等の生活を支えるために、金銭面で国が保障をする仕組みを持った制度です。1961年から国民年金法の適用（保険料の徴収）が開始され、1985年の年金制度改正によって基礎年金制度が導入されて、今日の年金制度の基盤が出来上がりました。

<年金制度の体系>



(注1) 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

(注2) 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう（国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

(注3) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

(出所：企業年金連合会)

(1) 公的年金制度の特徴

現在、年金制度は3階建て構造になっており、その1階部分である国民年金(基礎年金)と2階部分である厚生年金保険(民間企業の会社員や公務員等に適用)が「公的年金」と呼ばれています。給付される公的年金の種類は、老齢年金、障害年金、遺族年金の3種類です。公的年金には次の3つの特徴があります。

① 国民皆年金

すべての国民が国民年金制度に加入し、年金の給付を受けるという「国民皆年金」で

あることです。自営業者、農林漁業従事者、会社員、専業主婦、無業者を含めて20歳以上60歳未満のすべての国民(外国人を含む日本国内に住んでいる人)が国民年金(基礎年金)に加入し、基礎年金給付を受けるという仕組みです。こうした国民皆年金制度は安定的な保険集団を構成し、社会全体での老後の所得保障を目的としています。

② 社会保険方式

「社会保険方式」を採用していることです。公的年金制度の加入者は、それぞれ保険料を拠出し、それに応じ年金給付を受けます。したがって、基本的には保険料を納めなければ年金はもらえません。また、納めた期間が長ければ支給される年金も多くなります。強制加入とする理由は、やり直しのきかない人生を後悔しないように、若い頃から老後に備えるという個人の視点で見た必要性和、現役世代の国民が全員参加で公的年金を支えることを義務付けることによって、安定した生活基盤を構築するという制度全体の視点から見た必要性があるためです。

③ 世代間扶養

現役世代が保険料を納め、それが原資となって年金受給世代に給付されるという「世代間扶養」という仕組みです。

かつて高齢者は、子どもによる私的な扶養や老後のための私的な貯蓄等によって老後生活を送っていました。しかし、社会構造の変化、特に第1次産業で働く人の激減、核家族化や若者の都会への集中、会社員化等により、私的な扶養に頼ることはさらに難しくなりました。また、平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化したことも、私的な扶養や貯蓄によって老後生活を送ることを困難にしています。

世代間扶養の考え方は、一人ひとりで私的に行っていた老親の扶養・仕送りを、社会全体の仕組みに広げたものです。現役世代が全員でルールに従って保険料を納付し、その時々の高齢者全体を支える仕組みは、私的な扶養の不安定性やそれをめぐる気兼ね・トラブルなどを避けるというメリットがあります。

(2) 給付の種類

公的年金の給付には次の3種類があります。

種類	対象	支給される内容
老齢給付	原則65歳以上の人	老齢基礎年金、老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金など
障害給付	障害を持った人	法律で定められた障害等級に応じて、障害基礎年金、障害厚生年金など
遺族給付	遺族の人	年金加入者が亡くなった場合、遺族に、遺族基礎年金、遺族厚生年金など

(3) 年金額の改定

年金額は、原則として毎年4月に改定され、賃金と物価の変動による改定(年金の実質的な価値を維持するための改定)と、マクロ経済スライドによる改定(年金財政の健全化

第5章 年金と税金

1 公的年金等に係る税金

公的年金等には、雑所得として税金がかかります。収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が雑所得の金額となります（詳細は「第3編第3章10雑所得」参照）。

2 個人年金に係る税金

私的年金である個人年金については、保険料負担者と年金の受取人が同一の場合は雑所得として税金がかかります。保険料負担者と年金の受取人が異なる場合は、贈与税がかかります。

3 企業年金に係る税金

企業年金を一時金で受け取る場合、退職所得として税金がかかります（詳細は「第3編第3章6退職所得」参照）。企業年金を年金払いで受け取る場合は、雑所得として税金がかかります。この場合、収入金額から公的年金等控除額を差し引くことができます。企業年金と合わせて公的年金も受け取る場合は、収入金額は合算して計算します。



将来受け取れる年金額はどれくらいになるの？

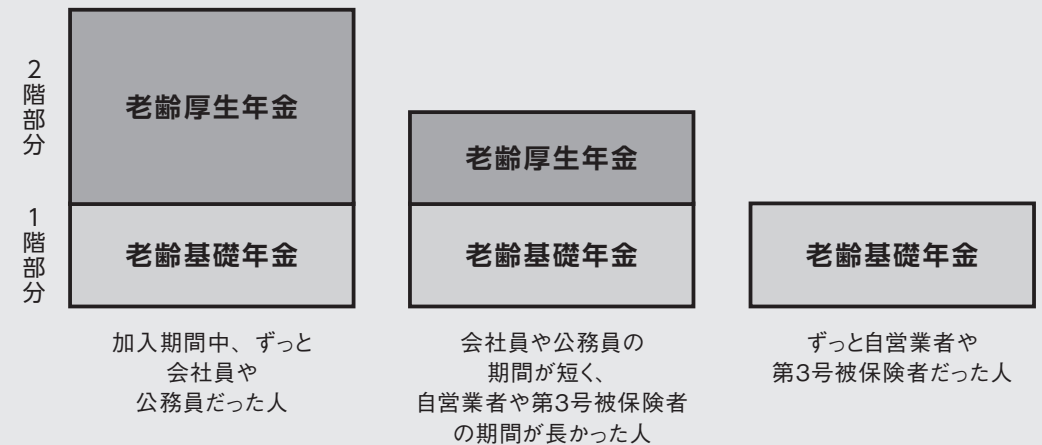
ライフプランの設計とそれに伴う資金計画を考える際に重要となるのが、「教育資金」「住宅資金」「老後資金」の3大資金。このうち、教育資金や住宅資金の必要性はライフプランにより人それぞれ異なりますが、「老後資金」は多くの人に共通して必要となります。まずは老後の生活を支える柱となる公的年金について、どれくらい受け取れるかを確認してみましょう。

老後の年金額は加入していた公的年金によって決まる

高齢になって仕事をリタイアした後に生活を支える資金となるのが公的年金。現在は受給開始時期を60～75歳の間で選択できますが、受け取れる年金額はそれまで加入していた公的年金に応じて決まります。この金額を把握しておくことは、老後の生活設計を考えるうえで欠か

せません。例えば、卒業後に会社員や公務員になると、**下図**のように2階建てになります。途中で退職した人も、厚生年金の加入期間が少しでもあれば2階建てで、ずっと自営業や第3号被保険者だった人は老齢基礎年金だけになります。次のページで金額の目安を見てみましょう。

▼65歳以降に受け取れる公的年金のイメージ



もらえる年金額を試算してみよう

65歳から受け取れる年金額は？

$$\text{老齢基礎年金} + \text{老齢厚生年金} = \text{自分の年金額}$$

20～60歳になるまでの加入期間
(月数。40年で満額)に
応じた金額

厚生年金の加入期間(月数)
と加入中の平均年収に
応じて算出した金額



公的年金のベースは国民年金から支給される老齢基礎年金。自営業のほか会社員や公務員も加入し、加入期間に応じて金額が決まります。厚生年金から支給される老齢厚生年金は加入期間と加入中の平均年収で計算し、表のとおり加入期間が長く年収が高い人ほど多くなります。



年金見込み額の早見表 [単位は万円]

※2023年度の年金額(新規裁定額)を基に、年額は万円未満・月額は千円未満を四捨五入

老齢基礎年金 (年収は関係なし)		加入期間	老齢厚生年金					
年額	月額		平均年収700万円		平均年収500万円		平均年収300万円	
80	6.6	40年	153	12.7	110	9.1	66	5.5
76	6.3	38年	146	12.1	104	8.7	62	5.2
70	5.8	35年	134	11.1	96	8	58	4.8
60	5	30年	115	9.5	82	6.8	49	4.1
50	4.2	25年	96	8	69	5.7	41	3.4
40	3.3	20年	77	6.4	55	4.6	33	2.7
30	2.5	15年	58	4.8	41	3.4	25	2
20	1.7	10年	38	3.2	27	2.3	16	1.4

20～60歳になるまで40年加入なら
年額約80万円(月額約6.6万円)

35年加入で、その間の平均年収が
500万円なら、年額約96万円(月額8万円)

※早見表は加入年数等で計算し、四捨五入した概算値のため、試算の仕方によって金額が合致しないことがあります。

3つのケースで年金見込み額を計算してみよう(年額で記入)

ケース1 ずっと会社員の場合

$$\begin{array}{ccc} \text{老齢基礎年金} & & \text{老齢厚生年金} & & \text{合計} \\ \text{万円} & + & \text{万円} & = & \text{万円} \\ \text{加入期間40年} & & \text{平均年収500万円、} & & \\ & & \text{加入期間38年} & & \end{array}$$

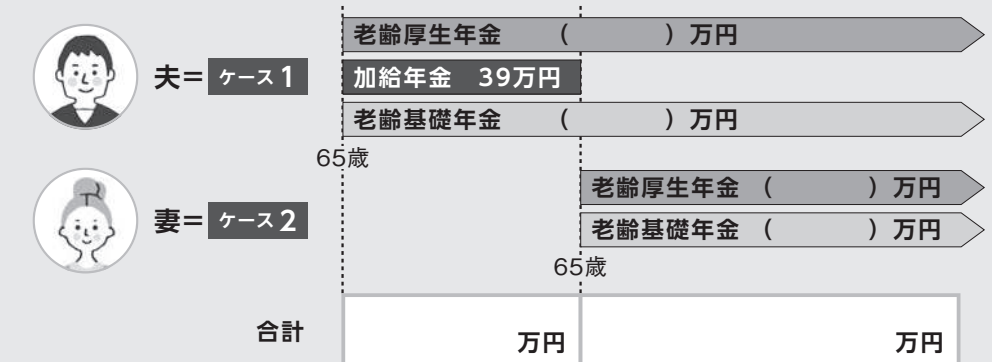
ケース2 会社員から自営業または専業主婦(夫)になった場合

$$\begin{array}{ccc} \text{老齢基礎年金} & & \text{老齢厚生年金} & & \text{合計} \\ \text{万円} & + & \text{万円} & = & \text{万円} \\ \text{加入期間40年} & & \text{平均年収300万円、} & & \\ & & \text{加入期間10年} & & \end{array}$$

ケース3 ずっと自営業の場合

$$\begin{array}{ccc} \text{老齢基礎年金} & & \text{合計} \\ \text{万円} & = & \text{万円} \\ \text{加入期間35年} & & \end{array}$$

【参考】夫婦合計の年金見込み額は？



※解答は次のページにあります。

コラム

配偶者が年下で条件に合えば一定期間は加給年金が加算される

厚生年金の加入期間が20年以上ある人が、65歳から老齢厚生年金を受給するときに65歳未満の配偶者がいれば、老齢厚生年金に加給年金が上乗せされます(上図参照)。配偶者が65歳未満で生計を維持

されている(年収850万円未満)などが条件です。18歳到達年度末まで(1・2級の障害状態は20歳未満)の子がいれば、子の加算もつきます。夫の年金に加算されるケースが多いですが、逆も同様です。

☑ ケーススタディ（ライフ）の解答

ケース1 ずっと会社員の場合

老齢基礎年金	+	老齢厚生年金	=	合計
80 万円		104 万円		184 万円
加入期間40年		平均年収500万円、 加入期間38年		

ケース2 会社員から自営業者または専業主婦（夫）になった場合

老齢基礎年金	+	老齢厚生年金	=	合計
80 万円		16 万円		96 万円
加入期間40年		平均年収300万円、 加入期間10年		

ケース3 ずっと自営業者の場合

老齢基礎年金	=	合計
70 万円		70 万円
加入期間35年		

【参考】夫婦合計の年金見込み額は？

夫 = ケース1	老齢厚生年金 (104) 万円	
	加給年金 39万円	
	老齢基礎年金 (80) 万円	
妻 = ケース2	老齢厚生年金 (16) 万円	
	老齢基礎年金 (80) 万円	
	合計	223 万円

65歳

●老後の年金を増やすためのポイント

- ・国民年金、厚生年金はできるだけ長く加入し続けることが大事。
- ・自営業者やフリーランスで働く人は公的年金が少ないので、それを補うための上乗せ制度（下記参照）を利用して、老後に備える。
- ・会社員や公務員は上乗せ制度のほか、財形年金貯蓄の利用も検討する。
- ・長く働いて、老後の年金を繰下げ受給で増やす方法もある。
- ・公的年金は5年ごとに財政検証が行われ、見直されることを知っておく。

公的年金の上乗せ制度も充実

会社員には企業年金の制度があるが、確定拠出年金（企業型DC）が普及し、マッチング拠出*で掛け金を増やせる場合もある。自営業者などは個人型の確定拠出年金（iDeCo）のほか、国民年金基金や小規模企業共済による年金の上乗せも可能。iDeCoは現在、誰でも加入でき、税制の優遇も手厚いのが特徴。

*加入者本人が掛け金を上乗せして拠出すること

第3編

タックスプランニング

第3編

タックスプランニング

第3編のポイント

- ☑ 税金には、国税と地方税の区別、直接税と間接税の区別、申告納税方式と賦課課税方式の区別がある。
- ☑ 所得税は、その人のその年の収入金額から必要経費を差し引いた所得に対して課税される税金である。
- ☑ 所得税の計算においては、10種類の所得区分に分けて所得の計算がなされる。
- ☑ 所得税の計算において、所得から差し引くことができる所得控除は15種類。
- ☑ 所得税の計算において、算出された税額から差し引くことができる税額控除としては、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）等がある。

第1章 日本の税制

1 税金の種類

税金にはさまざまな種類があります。

1-1 国税と地方税

税金を課すのが国か、地方公共団体（都道府県・市町村など）かによる分類です。地方税はさらに都道府県が課税する道府県税、市町村が課税する市町村税に分かれます。

国 税	国が課す税金 ⇒所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、印紙税、消費税など
地方税	地方公共団体が課す税金 ⇒住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、地方消費税など

1-2 直接税と間接税

直接税とは、税金を納める義務のある人と税金を実際に負担する人が同じである税金です。所得税や法人税などがこれにあたります。

間接税は、税金を納める義務のある人と税金を実際に負担する人が異なる税金です。租税の転嫁、つまり税の負担が次々に移っていく税金のことです。消費税などがこれにあたります。

直接税	納税義務者とその税金を負担する人が同一である税金 ⇒所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税、固定資産税など
間接税	納税義務者とその税金を負担する人が異なる税金 ⇒消費税、酒税、たばこ税など

1-3 申告納税方式と賦課課税方式

税金の額の決定方法には、大きく分けて「申告納税方式」と「賦課課税方式」の2つの方法があります。

申告納税方式は、納税する人が、自分で税法に従って所得金額や税額を計算し、申告・納税する方法です。所得税や法人税などがこれにあたります。

賦課課税方式は、納税する人が申告を行わず、国・地方公共団体等が納付すべき税額を確定する方法です。住民税や固定資産税がこれにあたります。

申告納税方式	自分で税額を計算し、申告・納税する方法 ⇒所得税、法人税など
賦課課税方式	税金を課す国・地方公共団体等が納付すべき税額を確定する方法 ⇒住民税、固定資産税など

1-4 税制の動向とタックスプランニング

国の収入を「歳入」、国の支出を「歳出」といい、毎年度4月から3月までの会計年度の予算が、国会の議決を経て執行されています。歳入の中心は税収です。したがって、国の予算編成は税制と密接な関係にあります。

また、税制は、個人や企業の所得・経済力に見合った課税となっているか、公的サービスの財源調達機能を十分に果たした上で、社会の活力や経済の発展の妨げとならず、個人や企業の自由な経済活動にできるだけ影響を与えないものとなっているか、理解しやすい仕組みになっているか、ということが求められます。それらのバランスがとれた税制を考えるため、通常、税制は毎年見直しが行われています。

これが「税制改正」です。その根本となるものが「税制改正大綱」と呼ばれ、毎年12月中頃に発表されます。そして、冬から春にかけて関連する法案が内閣から国会に提出され、法律として成立することになります。

タックスプランニングは、長期のライフプランニングに役立つプランニングでなければなりません。ある時期に控除や特例として税負担が軽減できる制度があっても、将来それが廃止される可能性があれば、その動きをしっかりと見すえて慎重に判断することが求められます。そのためタックスプランニングでは、税制の動向を踏まえることがとても重要になります。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号	(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2											
		(役職名)											
		氏名 (フリガナ) コクセイ タロウ 国税 太郎											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の合計額				源泉徴収税額			
給与・賞与	8970000	6973000				2933127				245300			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数				障害者の数 (本人を除く。)			
有 従有	380000	特定 老人 内 人 従人 内 人 従人 1 人				1 人				特別 人 従人 内 人 従人 1 人			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
1,533		327				115000				44800			
(摘要)													
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額			
24,000		36,000		48,000		53,000		72,000					
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除(1回目)		住宅借入金等特別控除(2回目)		住宅借入金等特別控除(3回目)		住宅借入金等特別控除(4回目)		住宅借入金等特別控除(5回目)			
1		28年3月14日				住(特)							
(源泉・特別)控除対象配偶者		氏名 (フリガナ) コクセイ マサコ		氏名 (フリガナ) 国税 昌子		氏名 (フリガナ) 国税 一郎		氏名 (フリガナ) コクセイ ジロウ		氏名 (フリガナ) 国税 次郎			
個人番号		223456789012		0		0		176,460		19,600		47,000	
1		氏名 (フリガナ) コクセイ イチロウ		氏名 (フリガナ) 国税 一郎		氏名 (フリガナ) 国税 一郎		氏名 (フリガナ) コクセイ ジロウ		氏名 (フリガナ) 国税 次郎			
2		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)			
3		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)			
4		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)		氏名 (フリガナ)			
未成年者		外国人		死亡退職者		本人が障害者		中途就・退職		受給者生年月日			
								就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日		昭和 54 11 25	
支払者		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右詰で記載してください。)											
		住所(居所)又は所在地 東京都中央区築地5丁目3-1											
		氏名又は名称 ○○産業 株式会社 (電話) 03-3581-×××											

(出所：国税庁)

第8章 個人住民税・個人事業税・消費税

1 個人住民税

住民税には、道府県民税（東京都は都民税）と市町村民税（東京都は特別区民税）があり、その年の1月1日現在の住所等の所在地で課税されます。なお、前年中に死亡した人は、死亡した年の所得については翌年の住民税の課税対象とはなりません。

均等割	非課税限度額を超える所得がある人に対して、所得金額の多少にかかわらず均等に課税されるもの
所得割	非課税限度額を超える所得がある人に対して、一律10%の税率で課税されるもの
利子割	預貯金、投資信託、株式などの利子や配当などに対して、一定額が源泉徴収の方法で課税されるもの

1-1 申告

個人住民税は、賦課課税方式です。前年の所得に対してその翌年に課税されます。前年中に所得のあった人は、毎年2月16日から3月15日までに前年の所得を申告します。ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告は必要ありません。

1-2 納付

(1) 個人で納める方法（普通徴収）

自営業の人や住民税を給与から差し引かれていない人には、「住民税の納税通知書と納付書」が通知されます。通知された税額を6月、8月、10月、翌年1月の年4回に分けて納付します。このように個人で納付することを「普通徴収」といいます。

(2) 給与天引きで納める方法（特別徴収）

給与所得者については、一般的に「住民税の税額通知書」が会社あてに通知されます。会社は通知された税額を6月から翌年5月までの12回、毎月の給与から差し引いて納めます。このように給与から差し引いて会社が納めることを「特別徴収」といいます。

1-3 ふるさと納税

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限があります）。自分の生まれ故郷だけでなく、どの自治体でもふるさと納税の対象となります。

第4編

リスクマネジメント

第4編のポイント

- ☑ リスクマネジメントの手法には、リスク・コントロールとリスク・ファイナシングがある。
- ☑ 社会保険は国および公的な組織がその運営を行っている。民間の保険は、保険募集や保険契約者を保護する仕組みについて法令が定めるルールに則り、生命保険会社や損害保険会社等により運営されている。
- ☑ 生命保険は、大きく分けて、死亡保険、生存保険、生死混合保険に分類される。
- ☑ 損害保険は、大きく分けて、人に対する保険、物に対する保険、賠償責任保険、その他の保険に分類される。

第1章 リスクマネジメント

1 リスクマネジメントとは

1-1 リスクマネジメントの概念

リスクとは、「予想どおりにいかない可能性」「結果が分からない不確実な状態」のことをいいます。人の生涯や企業活動にはリスクがつきものです。ファイナンシャル・プランニングで最も重要な要素の1つに、リスクを管理するということがあります。リスクを軽減・回避するために、さまざまなリスクが発生した場合の損失・損害を事前に把握し、合理的な方法と費用で適切な対応策を講じておくことが必要になります。その計画・実行の管理手法を「リスクマネジメント」といいます。

(1) 個人を取り巻くリスクとその事象

個人を取り巻くリスクには、以下のようなものがあります。

- ・人（本人・家族）に関するリスク：病気、けが、長生き、死亡など
- ・物・財産・収入に関するリスク：災害、盗難、負債、失業など
- ・損害賠償に関するリスク：自動車事故など

(2) 企業を取り巻くリスクとその事象

企業を取り巻くリスクには、以下のようなものがあります。

- ・経営者、従業員に関するリスク：労災事故など
- ・物・資産・収入に関するリスク：災害、盗難、負債、休業など
- ・損害賠償に関するリスク：自動車事故、業務上の事故など

1-2 リスクマネジメントの手法

リスクマネジメントの手法は、「リスク・コントロール」と「リスク・ファイナシング」の2つに分けることができます。

(1) リスク・コントロール

リスク・コントロールとは、損失の発生を事前に防止し、また、仮に損失が発生したとしてもその拡大を抑えて、損失の規模を最小限にする手法です。

① 回避

例えば、自動車を運転することによって自動車事故のリスクと常に直面することになります。そこで、自動車の運転自体をやめることで、限りなく自動車事故のリスクを低くすることができます。これをリスクの「回避」といいます。

② 制御

しかし、リスクを回避するために自動車の運転を完全にやめることは、仕事でそれを使用する場合などは難しいでしょう。この場合には、交通法規の教育や安全運転の徹底などで、事故の発生頻度や損失の規模を小さくすることが効果的です。これをリスクの「制御」といいます。

③ 結合

例えば、運送会社であれば、保有する自動車の台数を増やすことで、リスクの不確実性を減らし、ある程度の損害額が予測できるようにします。これをリスクの「結合」といいます。

④ 分離

企業では、地震の発生に備えて工場を離れた場所に複数建設し、災害時の生産停止を避ける方法がとられたりしますが、このようにリスクの源泉を集中させず、分離させる対策を「分離」といいます。


⑤ 移転

自動車が必要なときにはレンタルするなど、そもそも損失にさらされている物を自分で保有しないという方法を「移転」といいます。

リスク・コントロールの手法例

用語	内容	具体例
回避	リスクの原因そのものをなくす	車の運転の中止
制御	損失の発生頻度や深刻度を軽減する	教育、訓練
結合	類似のリスクをまとめ、予測能力を向上させる	車両の集中管理
分離	細分化し、損失の影響を軽減する	工場の分散
移転	所有せず、第三者にリスクを転嫁する	レンタル、リース

< 保険証券の例 >

保険証券記号番号 ○○△△××□□		定期保険特約付終身保険	
保険契約者	安西 直樹 様	保険契約者印	◇契約日（保険期間の始期） 2019年10月1日 （令和元年） ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了
被保険者	安西 直樹 様 契約年齢39歳 1980（昭和55）年5月28日生まれ 男性		
受取人	(死亡保険金) 安西 純子 様 (特定疾病保障保険金) 被保険者 様	(被保険者との続柄) 妻 受取割合 10割	
◆ご契約内容		◆お払込みいただく合計保険料	
終身保険金額（主契約保険金額）	700万円	毎回	××, ×××円/月
定期保険特約保険金額	1,300万円	[保険料払込方法（回数）] 団体月払	
生活保障特約年金年額	200万円	◇社員配当金支払方法 利息をつけて積立	
特定疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	◇特約の払込期間および保険期間 10年	
災害入院特約〔本人・妻型〕入院1日目から	日額 5,000円		
疾病入院特約〔本人・妻型〕入院1日目から	日額 5,000円		
不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）手術給付金を支払います。			
生活習慣病入院特約 入院1日目から	日額 5,000円		
リビングニーズ特約			
※妻の場合は、本人の給付金の6割の日額となります。			
生活保障特約の年金種類	5年確定年金		

< 参考 >

本例で、保険期間中に被保険者が死亡すると（保険事故に該当）、終身保険（700万円）、定期保険特約（1,300万円）、特定疾病保障定期保険特約（300万円）の合計2,300万円が死亡保険金として支払われます。また、これら一時金で支払われる保険金とは別に、年額200万円が5年間支払われることとなります。なお、特定疾病により所定の状態になった場合は、生前に特定疾病保険金として300万円が支払われます（この場合、特定疾病保障定期保険特約は消滅しますので、死亡保険金と重複して受け取ることはできません）。

5-2 保険料の払込方法と猶予期間

(1) 保険料の払込方法と払込経路

保険料の払込方法には月払い、半年払い、年払い、一時払い、前納払いなどがあり、払込経路には口座振替払い、団体扱い、送金扱い、クレジットカード扱いなどがあります。

(2) 払込期月と猶予期間

生命保険は一般的に長期間の契約であるため、保険契約者の事情により保険料を「払込期月」（保険料を払い込まなければならない月）までに払えない事態が生じることもあり

得ます。そこで、直ちに保険契約の効力を失わせることのないように、保険料の払込みには猶予期間が設けられています。猶予期間は、保険料の払込方法によって異なります。

払込方法	払込期月	猶予期間
月払い	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払い	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年払い	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	

5-3 保険契約の失効と復活

(1) 失効

猶予期間を過ぎても払込みがない場合には保険契約の効力が失われます。これを「失効」といいます。失効すると、その後に保険事故が起きても、保険金等は支払われません。

(2) 復活

失効してから一定期間内に所定の手続きを行い、失効前の保険契約を元通りにして有効な状態にすることを「復活」といいます。復活するためには、告知（診査）と失効期間中の保険料の払込みが必要で、保険会社によっては所定の利息の払込みも必要となります。

5-4 保険の見直し

生命保険は一般的に長期間の契約であるため、結婚や出産など家族構成の変化や経済的事情などにより、保障内容の見直しが必要となります。特に、ライフプランの変化に応じた保険の見直しがポイントとなります。

(1) 保障の増額・減額

子どもの誕生などで保険金額を増やしたい場合など、加入中の生命保険の契約内容は変更せずに、主契約や特約の保険金額を増額することを「中途増額」といいます。増額部分は新規加入と同じく告知（診査）が必要となります。

一方、契約（保険期間）中の保険金額を下げるのが減額です。解約ではないので、保障の大部分または一部分がそのまま残ります。

(2) 中途付加

保険金の増額ではなく、主契約はそのままにして、特約を新たに追加して保障を増やすことを「中途付加」といいます。

(3) 契約転換

現在の契約を活用して新たな保険を契約する方法で、現在の契約の責任準備金や配当金を「転換（下取り）価格」として新しい契約の一部に充てる方法です。同じ保険会社でなければならず、また元の契約は消滅します。新たに告知（診査）等の手続きが必要で、保

第5編

金融資産運用設計

第5編のポイント

- ☑ 景気に関する主要な統計としては「景気動向指数」、物価に関する主要な統計としては「消費者物価指数」や「企業物価指数」がある。
- ☑ 預貯金は、大きく分けて、流動性預貯金と定期性預貯金に分類される。
- ☑ 債券は、大きく分けて、公共債、民間債、外国債等に分類される。
- ☑ 株式投資の指標には、株式市場全体の動向をとらえるための指標、個別銘柄の投資適格性を判断するための指標などがある。
- ☑ 投資信託には、株式投資信託、公社債投資信託、不動産投資信託（REIT）等がある。
- ☑ 国内で外貨建て金融商品に投資するためには円を外貨に換える必要があり、為替手数料がかかる。また、為替レートは常に変動する。
- ☑ 金融商品の収益に対しては、原則として、所得税15%（復興特別所得税を含めて15.315%）、住民税5%の税金がかかる。NISA口座では、配当金や売却益が一定の範囲において非課税となる。

第1章 金融・経済の基礎知識

1 主な経済・景気指標

経済・景気動向を把握するためには、各種指標・統計のとらえ方を理解しておく必要があります。

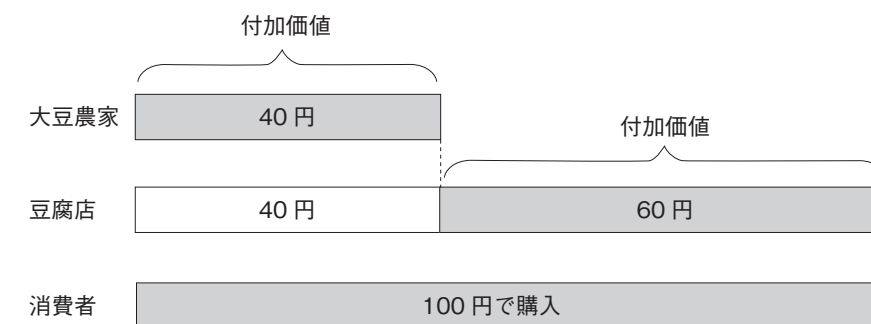
1-1 GDP（国内総生産）と経済成長率

(1) GDPとは

「GDP（Gross Domestic Product）」とは、国内で一定期間に生産された財・サービスなどの付加価値の総額であり、一国の経済規模を表しています。GDPは、内閣府による四半期ごとの「国民経済計算」において公表されます。日本のGDPは、年間約550兆円です。

付加価値とは、財・サービスなどの生産額から生産するために要した費用を差し引いたものです。以下の図は、豆腐生産の例です。肥料、水など生産の費用が一切かからないと仮定した場合、付加価値をすべて足したものが最終生産物である豆腐の価格になります。

<付加価値のイメージ図>



(2) 名目GDPと実質GDP

「名目GDP」とは、時価で金額表示したGDPです。「実質GDP」とは、表面上の数値である名目GDPから物価水準の変化分を取り除いたものです。

(3) 経済成長率

「経済成長率」とは、GDPの増加率のことです。通常は、実質GDPの増加率である実質経済成長率のことを指します。経済成長率は、一国の経済が拡大基調なのか、どの程度の成長をしているのかをとらえる指標です。

(4) 三面等価の原則

GDPは、「生産」「分配」「支出（需要）」の3つの面からとらえることができ、これら3つの数値は常に等しくなります。これを「三面等価の原則」といいます。例えば、支出面から表した国内総支出（GDE：Gross Domestic Expenditure）の額は、国内総生産の額と等しくなります。一国の経済活動を集計するときは、経済分析上の有用性やデータの速報性・確実性の観点から、生産・分配・支出の中で適宜ふさわしい数値が利用されています。

1-2 景気循環

経済情勢の調子が良いことを好景気（好況）、悪いことを不景気（不況）といいます。景気は「不況」「回復」「好況」「後退」の4つの局面が循環し、これを「景気循環」といいます。景気を判断するためには、さまざまな指標が用いられます。

1-3 景気動向指数

「景気動向指数」は、生産、雇用などの経済活動状況を表すさまざまな指標の動きを統合して、景気の現状把握や将来の動向予測のために内閣府が計算し発表している指標です。景気動向指数には「先行指数」「一致指数」「遅行指数」の3種類があり、それぞれについてCI（コンポジット・インデックス）とDI（ディフュージョン・インデックス）があります。

4-2 株価収益率 (Price Earning Ratio)

「株価収益率」(PER)とは、株価が高いか安いかをその企業の収益力から判断する指標です。PERが低い銘柄ほど、その会社の株価は利益水準からみて割安と判断されます。

$$\text{PER(倍)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

4-3 自己資本利益率 (Return On Equity)

「自己資本利益率」(ROE)とは、自己資本(純資産)に対してどれだけ利益を上げたかを示す指標です。ROEが高いほど、経営効率が良いといえます。「JPX日経インデックス400」の銘柄選定基準のひとつにも用いられています。

$$\text{自己資本利益率(ROE)(\%)} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

4-4 配当利回り

「配当利回り」とは、株価に対して何%の配当を実施しているかを示す指標です。一般に、配当金による収入は、株価上昇による値上がり益よりも確実性が高いと考えられ、配当利回りを重視する投資家が少なくありません。

$$\text{配当利回り(\%)} = \frac{\text{1株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

4-5 配当性向

「配当性向」とは、当期純利益に対する配当金の割合です。配当性向の高い企業は、利益の多くを配当として株主に還元しているといえます。

$$\text{配当性向(\%)} = \frac{\text{1株当たり配当金}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

第6章 投資信託

1 投資信託の概要

1-1 投資信託とは

「投資信託」とは一般に、多数の投資家から資金を集め、運用の専門家が証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みの金融商品です。リスクのある証券等で運用するため、預貯金と違って元本の保証はありません。その特色は、

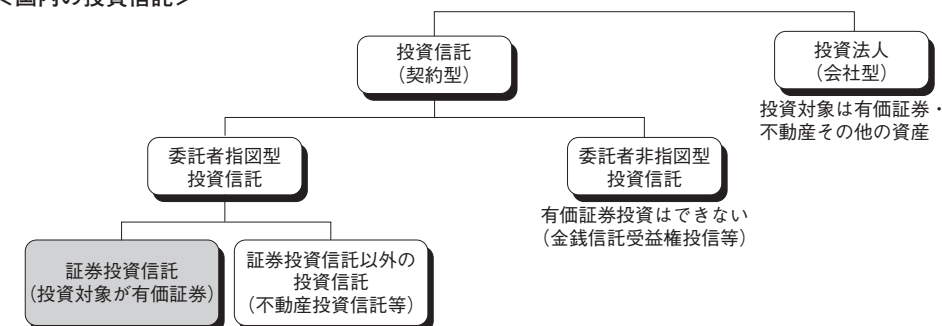
- ・比較的少額から投資できること
- ・専門機関によって運用・管理されること
- ・株式や債券などに分散投資できること

です。

1-2 契約型証券投資信託の仕組み

投資信託の形態には、「契約型」と「投資法人(会社型)」が認められていますが、国内の投資信託のほとんどは契約型で、中でも一般的なのが契約型証券投資信託です。

<国内の投資信託>



契約型証券投資信託を法的に構成するのは、「委託者」「受託者」「受益者」の3者ですが、販売会社である証券会社や登録金融機関等が重要な役割を担っています。それぞれの役割と受益者の権利は次のとおりです。

第6編

不動産運用設計

第6編のポイント

- ☑ 土地の価格には、実勢価格（実際に取引する際の価格）のほかに、公示価格、基準地標準価格、相続税路線価、固定資産税評価額の4つの公的価格がある。
- ☑ 不動産の売買は、民法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地建物取引業法等の法律の規定が関係し、不動産の賃貸は、借地借家法等の法律の規定が関係している。
- ☑ 不動産に対しては、都市計画法や建築基準法等の法律により各種の規制がかけられている。
- ☑ 不動産の取得、保有、売却、賃貸には、それぞれ税金がかかる場合がある。ただし、マイホームについては、さまざまな特例が設けられている。

第1章 不動産の見方

1 不動産の基礎知識

1-1 不動産とは

不動産とは、「土地」とその「定着物」のことをいいます。代表的な定着物は建物です。建物は土地がないと建てることができないため、土地と建物を一体のものとして考えがちですが、土地と建物を別々の不動産として扱います。

1-2 土地

不動産登記法では、土地の種類のことを地目^{ちもく}とといいます。地目には、田、畑、宅地、山林などがあり、登記記録（登記簿）の表題部の欄に登録されます。地目は、現在の土地の状況とは異なることもあります。土地は、利用すべき用途ごとに、居住用土地、商業用土地、工業用土地などにも分類されます。

1-3 建物

不動産登記法では、建物の種類を主たる用途により分類しており、居宅、店舗、事務所、工場などがあります。建物は、木造や鉄骨、鉄筋など構造の違いによっても分類されます。

1-4 土地の価格

土地の価格には、実勢価格（実際に取引する際の価格）のほかに、公示価格、基準地標

準価格、相続税路線価、固定資産税評価額の4つの公的価格があります。

	主な利用目的	評価時点	公表日	評価機関	価格水準
公示価格	一般の土地取引の目安	毎年 1月1日	3月	国土 交通省	—
基準地標準 価格	公示価格の補完	毎年 7月1日	9月	都道府県	公示価格と 同等
相続税路線 価	相続税、贈与税の算出	毎年 1月1日	7月	国税庁	公示価格の 8割程度
固定資産税 評価額	固定資産税、都市計画税、 不動産取得税等の算出	1月1日 (3年ごと)	基準年度は 4月1日	市町村	公示価格の 7割程度

1-5 不動産の鑑定評価

不動産の鑑定評価とは、「不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること」です。国土交通省または都道府県に登録されている不動産鑑定業者のみが依頼を受けることができ、国土交通省に登録されている不動産鑑定士のみが、不動産の鑑定業務を行うことができます。

鑑定評価の方法には、原価方式による「原価法」、比較方式による「取引事例比較法」、収益方式による「収益還元法」の3つがあります。

(1) 原価法

再調達原価を求め、これについて減価修正を行うことにより対象不動産の試算価格を求める手法です。

(2) 取引事例比較法

事例の収集、選択、事情補正、時点修正を施し、地域要因および個別的要因の比較を行って求められた価格と比較考慮して対象不動産の試算価格を求める手法です。

(3) 収益還元法

対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値（将来の金額を現在の価値に換算したもの）の総和を求めることにより対象不動産の試算価格を求める手法です。以下の2つの方法がよく知られています。

① 直接還元法

一期間の純収益を還元利回りによって還元して評価額を求める方法です。

② DCF（Discounted Cash Flow）法

連続する複数の期間に発生する純収益および復帰価格（期間満了後の売却によって得られると予想される価格）を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、これらを合計して評価額を求める方法です。

2 不動産に関する調査

2-1 不動産登記

不動産登記とは、法務局（登記所）の不動産登記記録に土地や建物の所在地、面積、構造、所有者の住所・氏名などを登録し、公示することです。一般公開することにより、権利関係などの状況を誰にでも分かるようにし、安全で円滑な取引を図る役割を果たしています。

2-2 不動産登記記録等の見方

登記事項証明書（登記簿謄本＝登記事項の全部または一部を証明した書面）には、対象不動産の過去から現在への物理的変動および権利関係の変動が記載されています。

(1) 表題部

土地、建物の表示についての事項が記載されています。「地積」「床面積」の項目には、それらの過去から現在への変動が表示されています。その変動は「原因及びその日付」の項目に、分筆・合筆・錯誤、または新築・増築などと表示されます。

(2) 権利部

① 甲区

所有権についての事項が記載されています。登記の目的（所有権移転、差押など）、原因（売買、相続、代物弁済など）、共有の場合は各共有者の持分などが記載されています。

② 乙区

所有権以外の権利についての事項が記載されています。登記の目的（抵当権設定、地役権設定、貸借権設定など）、原因、債権額または極度額、共同担保目録番号、その他の条件や特約などが記載されています。

<登記事項証明書（土地）の記載例>

様式例・1

表題部（土地の表示）		調製	余白	不動産番号	000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	特別区南都町一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300.00		不詳 〔平成30年10月14日〕	
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎				

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成30年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成30年10月27日 第718号	原因 平成30年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成30年11月12日 第807号	原因 平成30年11月4日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60%（年365日日割計算） 損害金 年14・5%（年365日日割計算） 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社 南北銀行 （取扱店 南都支店） 共同担保 目録(あ)第2340号

共同担保目録				
記号及び番号		(あ)第2340号	調製	平成30年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余白	
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号101番の建物	1	余白	

2-3 不動産登記の効力

不動産登記には、物理的な状況や権利の状態を公示するほかにも以下のような特徴があります。

(1) 第三者への対抗力がある

対抗力とは、不動産の所有権を登記することで、第三者に対して「自分が本当の所有者だ」と主張することができる効力のことです。登記には、対抗力があります。

第7編

相続・事業承継設計

第7編のポイント

- ☑ 相続において被相続人の財産を引き継ぐことができる人、すなわち相続人は、民法によって定められている。
- ☑ 相続税額は、課税価格の計算、相続税の総額の計算、各人ごとの納付税額の計算、これらのステップを経て算出する。
- ☑ 贈与税の課税制度には、原則的な課税制度である「暦年課税」と、一定の要件に該当する場合に選択することができる「相続時精算課税」がある。
- ☑ 相続財産の評価は時価によることを基本としつつ、その評価方法は国税庁の「財産評価基本通達」で細かく決められている。

第1章 相続の基礎知識

1 親族の範囲

民法は、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族を「親族」として規定しています。

(1) 血族

「血族」には、血縁関係にある人（自然血族）と生物学的な血縁関係になくとも、法律上血縁関係にあるとみなされる人（法定血族）があります。自然血族は、親子や兄弟姉妹などであり、法定血族は、養子縁組によって生じる養子や養親などです。

(2) 姻族

「姻族」とは、配偶者の血族、あるいは血族の配偶者のことをいいます。配偶者の一方の血族と他方の血族（例えば、夫の両親と妻の両親）には姻族関係はありません。

(3) 配偶者

「配偶者」とは、婚姻によって夫婦となった人の一方からみた他方のことをいいます。夫からみれば妻が配偶者であり、妻からみれば夫が配偶者です。配偶者は血族でも姻族でもなく、親等もありません。

(4) 直系血族・傍系血族

例えば、父母と子、祖父母と孫のように、血統が直下する形に連絡する血族が「直系血族」です。これに対して、血統が共同始祖によって連絡する血族が「傍系血族」です。例えば、兄弟姉妹は父母を共同始祖とした傍系血族になります。

(5) 尊属・卑属

父母や祖父母など自分より前の世代に属する人を「尊属」といいます。一方、子や孫な

ど後の世代に属する人を「卑属」といいます。

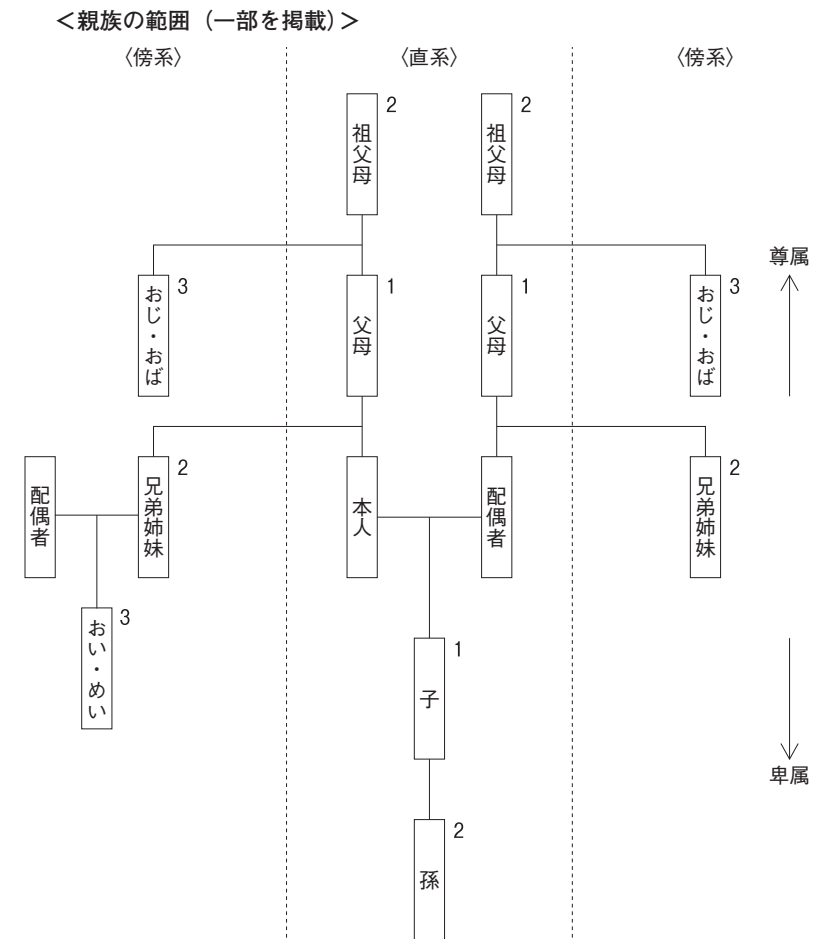
2 親等

「親等」とは、親族関係の遠近を示す単位であり、一世代を単位とします。

直系血族間の親等は、両者間の世数を数えます（例えば、祖父母と孫は2親等になります）。

傍系血族間の親等は、両者から共通の始祖に至る世数を合計します（例えば、兄弟姉妹は2親等、叔父・叔母と甥・姪とは3親等になります）。

姻族の親等は、配偶者の血族に関しては、配偶者を基準として同様の方法で計算します（例えば、配偶者の父母は1親等、配偶者の兄弟姉妹は2親等になります）。これは、配偶者には親等がないためです。



※ 数字は親等を表します。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

(3) 受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超える場合

すべての相続人が受け取った保険金の合計額が、生命保険の非課税限度額を超える場合は、次のようになります。

$$\text{各相続人の非課税金額} = \text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金の合計額}}{\text{相続人が取得した保険金の合計額}}$$

1-5 債務控除

相続税は、相続または遺贈により取得した財産に課税されるので、財産を取得した人が引き継いだ、あるいは負担した債務や葬式費用については、税金の負担能力が減ることになります。そこで、債務および葬式費用は、相続税の課税価格の計算の際に控除することができます。これを「債務控除」といいます。

また、債務控除は相続人および包括受遺者に適用されるので、相続を放棄した人または相続権を失った人については適用されません。しかし、葬式費用については控除できるものとしています。

債務控除の適用可否の例

	○ 控除できるもの	× 控除できないもの
債務	<ul style="list-style-type: none"> 借入金 アパートの預り敷金 未払い医療費 	<ul style="list-style-type: none"> 墓地購入の未払金 保証債務（債務が弁済不能の場合は債務控除可能） 遺言執行費用、弁護士・税理士費用 土地の測量費用
葬式費用	<ul style="list-style-type: none"> 通夜、本葬費用 葬式前後に生じた費用で通常必要と認められるもの 死体の捜索、運搬費用 	<ul style="list-style-type: none"> 香典返戻費用 法会費用 医学上、裁判上の特別の処置に要した費用

2 相続税の計算

相続税の計算の流れは、次のようになります。

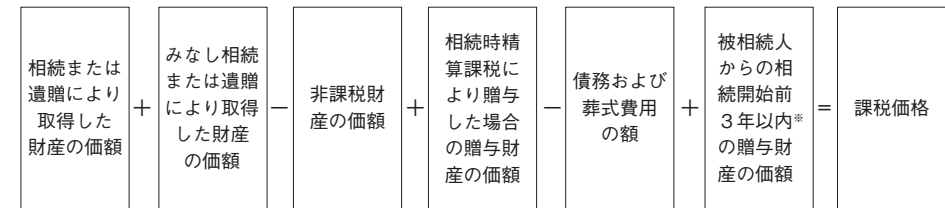
第1ステップ：課税価格の計算

第2ステップ：相続税の総額の計算

第3ステップ：各人ごとの納付税額の計算

2-1 課税価格の計算

課税価格は、以下のように計算します。



※2024年以後、段階的に7年に延長される

2-2 相続税の総額の計算

まず、課税価格の合計額から、遺産に係る基礎控除額を控除し、課税遺産総額を算出します。

$$\text{課税遺産総額} = \text{課税価格の合計額} - \text{遺産に係る基礎控除額}$$

基礎控除額は、法定相続人の数により異なり、法定相続人が多いほど控除額は大きくなります。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

次に、課税遺産総額を、各法定相続人が民法に定める法定相続分に応じて取得したものと仮定して、各法定相続人の取得金額を計算します。

$$\text{課税遺産総額} \times \text{法定相続人の法定相続分} = \text{法定相続分に応ずる取得金額}$$

そして、各法定相続人の取得金額に税率を乗じて相続税の総額の基礎となる税額を算出します。

$$\text{法定相続分に応ずる取得金額} \times \text{税率} = \text{相続税の総額の基礎となる税額}$$

上記で算出された金額を合計して、相続税の総額を計算します。

なお、法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。法定相続人の中に養子がいる場合、法定相続人に含まれる養子の数は、次のように制限されます。

- ・被相続人に実子がいる場合は、養子のうち1人まで
- ・被相続人に実子がいない場合は、養子のうち2人まで

第8編

キャッシュフロー表の作り方

第1章 キャッシュフロー表の作成

1 ライフイベント表・キャッシュフロー表

第1編ファイナンシャル・プランニング概論で学習したとおり、ライフデザイン（個人の生き方）を具体化したものが、ライフプラン、つまり生涯生活設計です。ライフプランを考えるうえでは、将来の収入や支出を見積もり、ライフイベントにかかる費用や将来必要となる資金について把握しておく必要があります。

本編ではライフイベント表、キャッシュフロー表の作成について学習します。

2 ライフイベント表の作成

2-1 ライフイベント表とは

ライフイベント表とは、結婚、子どもの誕生、住宅取得など将来の予定や希望、目標を時系列で表したものです。ライフイベントには大なり小なりのお金関わってくるため、この先どのタイミングでどのくらいのお金が必要となるのかを把握することで、具体的なイメージを持つことができるようになります。

2-2 ライフイベント表を作成することによるメリット

- ① 漠然と考えていた自分と家族のイベントが再確認でき、視覚的に時系列で把握できる。
- ② 将来に向けての夢の構築と、自己啓発（生涯学習）開始のきっかけづくりができる。
- ③ イベントに必要な費用を数値化（現在価値）して把握できる。

2-3 ライフイベント表に盛り込む内容

ライフイベント表に盛り込む内容は、経過年数、年次（西暦、年号）、家族の名前、年齢、イベント（家族と個人）、現在価値での予算あるいは必要資金です。

差し迫った3～5年以内のものは詳細に盛り込み、遠い将来になるにつれて大まかになります。家族構成に親の情報を記載することで、将来の親との同居や介護などの必要性も認識できます。

ライフイベントの例として、結婚、転職、住宅購入、自動車購入、旅行、退職などが挙げられます。

2-4 ライフイベント表作成の留意点

ライフイベントごとにかかる費用を「予算」として「現在価値」で記入します。その際、一時的な収入も記入するようにします。例えば、保険の満期金、退職金、親からの贈与などが挙げられます。ライフイベント表作成にあたっては、各種の統計データを利用するケースが出てきますが、これらのデータはあくまで平均的なものなので、「目安」でしかないことを十分に理解して使用する必要があります。

基本例（収入）

		項目名	備考
収入	継続的収入	給与収入 事業収入など	主たる収入の種類で分類する
		その他の収入	主たる収入以外に毎年発生するもの ・不動産収入、配当収入など
		公的年金	受給期間が終身および物価変動の影響を受けるもの ・老齢（基礎、厚生、共済）年金、障害年金、公的遺族年金など (注) 老齢年金と遺族年金を同時に受給する場合は別項目とする
		私的年金	公的年金以外の年金（私的年金） ・企業年金、生命保険・共済契約などの個人年金契約による年金 ・国民年金基金や小規模企業共済の分割受取金など
		その他の継続的収入	一定期間継続的に収入が発生するもの ・住宅ローン控除額や定期的に受け取る生存給付金など
	一時的収入	非継続的、単発的に発生するもの ・保険満期金、生存給付金、解約返戻金、退職金、資産売却収入など ・住宅ローン等の借入金	

(2) 支出項目の基本分類例

支出項目は年代とともに変化していくため、必要に応じて柔軟に設定します。金額は、収入金額同様に、実績年の金額で記入します。

基本例（支出）

		項目名	備考
支出	継続的支出	基本生活費	毎月支出が発生するもの ・食費、水道光熱費、通信費、日用品費、公共料金、小遣い、会費、通勤・通学の交通費、車のガソリン代、雑費など
		住居費	住まいにかかる費用は、支出額が定期的に変動するものと、定額のものに分ける ・一定期間ごとに金額が変わる支出。賃貸（家賃、共益費）、持ち家（固定資産税、管理費、修繕積立金）など ・住宅ローンなど
		教育費	子どもにかかる費用 ・学校教育費、学校外教育費（塾や稽古事）の総額
		保険料	生命保険、損害保険、年金保険、共済掛金などの保険料支出の総額
		その他の支出	毎月支出するものではないが、毎年決まって発生する支出 ・被服履物費、家族娯楽費・余暇費、旅行費用、帰省費用、冠婚葬祭費、贈答費用、交際費、車の維持費（自動車税や車検費用）など ・国民健康保険や国民年金の保険料 など
	一時的支出	継続的支出以外の支出で単発的に発生する費用 ・ローンの繰上げ返済費用、住宅取得の費用、リフォーム費用、耐久消費財の買換え費用、車の買換え費用、子どもへの資金援助など	

(3) 住宅ローン等の借入金の処理

住宅等の取得に際してローンを利用する場合、借入金額は一時的収入に計上します。支

出欄には、一時的支出として取得にかかる費用の総額（物件価格と諸費用等）を計上します。借入金と費用の総額の差額が自己資金を表します。この方法のほかにも、自己資金分のみを金融資産から取り崩す方法もあります。

3-4 キャッシュフロー表作成の注意点

(1) 1年の設定

収支計算は1年単位で行うため、1年間を決める基準日が必要です。設定方法に定義はありませんが、通常は次の①を用います。

① 暦年基準「1月1日～12月31日」

所得税の課税期間が1月1日から12月31日までの1年間なので、収入金額を手取りベースでとらえる際に便利です。

② 年度基準「4月1日～翌年3月31日」

子どもの教育費を中心にプランニングを行う場合に便利です。

(2) 経過年数と年号

経過年数は「基準年」からスタートし、1年目、2年目、3年目と順次記入します。

(3) 家族構成および年齢

① 家族構成

家族の名前を記入します。作成者を本人とし、あとは本人からみた続柄を記入します。本人の配偶者（夫・妻でもよい）、長男、二男、長女、二女、そして父、母、義父、義母と続けます。出産計画があれば、予定年に子どもが生まれたものとして取り扱います。

② 年齢の基準

1年の設定を暦年とした場合、家族の年齢は各年とも12月31日時点の満年齢を記入します。

③ キャッシュフロー表上の年齢と新学年の注意点

暦年を1年間とした場合、キャッシュフロー表の年齢が下表の年の4月に進学することになりますが、早生まれの人は1歳早まることに注意が必要です。

進学年とキャッシュフロー上の年齢表記の関係

	小学校入学	中学校入学	高校入学	大学入学
4～12月生まれ	7歳	13歳	16歳	19歳
1～3月生まれ	6歳	12歳	15歳	18歳

(注) 4月2日生まれから翌年4月1日生まれの方は同一学年となる。

(4) ライフイベント

当該年齢のイベントを記載します。イベント名の下に現在価値での必要資金を併記しておくとしやすく、計算ミスを防ぐことができます。

<現状のキャッシュフロー表（作成例）>
 事例は横書きであるが、作成に必要な項目を満たしていれば縦書きでもよい。

キャッシュフロー表

経過年数	基準年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
西 暦 (年)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044		
家族・年齢	本人	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
	配偶者						26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
	第1子							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
ライフイベント	夫婦						結婚	第1子誕生										家族旅行						
	第1子						300				幼稚園		4,200				20							
	第2子													小学校							中学入学			
項目																								
収入	給与収入 (本人)	360	365	371	376	382	388	394	400	406	412	418	424	430	437	443	450	457	464	471	478	485	492	
	継続的						376	382	387	393	399	405	411	417	424	430	436	443	450	456	463	470	477	
	その他の収入(ローン控除)												30	29	29	28	28	27	27	27	26	25	24	
	保険満期金等																							
	一時帰属的												535											
	ローン借入金												3,200											
	退職金																							
	収入の合計(A)	360	365	371	376	382	388	394	400	406	412	418	424	430	437	443	450	457	464	471	478	485	492	
	基本生活費	1.50%	200	203	206	209	212	315	320	325	330	335	340	345	350	355	361	366	371	377	383	388	394	400
	住居費(家賃・ローン)	0.00%	144	144	144	144	144	156	156	156	156	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
住居費(固定資産税)																								
保険料	1.50%						60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	48	48	
教育費	1.50%																							
その他の支出	1.50%	20	20	21	21	21	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	106	121	
一時的支出	1.00%						315						4,733					24						
支出の合計(B)	364	367	371	374	377	850	601	606	612	618	672	678	5,417	739	784	788	796	827	811	834	856	851		
年間収支 (A - B)	-4	-2	0	2	5	-86	175	180	186	192	151	157	-805	150	119	127	132	113	163	333	144	162		
貯蓄残高 (運用率)	1.00%	50	49	49	52	57	-29	146	328	517	715	873	1,038	244	396	519	651	790	911	1,082	1,426	1,584	1,762	

(注) キャッシュフロー表においては、単位未満の端数を四捨五入しています。端数処理の関係で合計額等が一致しないことがあります。

(単位：万円) 作成日 2023年3月1日

経過年数	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42		
西 暦 (年)	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	
家族・年齢	本人	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
	配偶者	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
	第1子	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
ライフイベント	夫婦																						
	第1子														結婚								
	第2子																						
収入	給与収入 (本人)	500	507	515	522	530	538	546	554	563	571	580	588	597	606	615	625	450	450	450	450	450	
	継続的	484	492	499	506	514	522	530	537	546	554	562	570	579									
	その他の収入(ローン控除)																						
	保険満期金等	200	20	200																			
	一時帰属的																						
	ローン借入金																						
	退職金													1,000									2,000
	収入の合計(A)	1,184	1,019	1,214	1,029	1,244	1,060	1,076	1,092	1,108	1,125	1,142	1,159	2,176	606	615	625	450	450	450	450	450	2,450
	基本生活費	1.50%	406	412	418	425	431	438	444	451	457	464	471	478	486	493	500	508	515	523	531	539	547
	住居費(家賃・ローン)	0.00%	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
住居費(固定資産税)		45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
保険料	1.50%	36	36	24	24	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
教育費	1.50%	153	282	257	319	398	359	364	231														
その他の支出	1.50%	82	83	85	86	87	88	90	91	92	94	95	98	100	101	103	104	106	107	109	110		
一時的支出	1.00%	62	126				26																
支出の合計(B)	952	1,152	997	1,067	1,133	1,128	1,115	990	767	775	784	792	801	809	818	827	936	846	855	697	706		
年間収支 (A - B)	232	-133	216	-38	111	-68	-39	102	341	350	358	367	1,376	-203	-303	-203	-486	-396	-405	-247	1,744		
貯蓄残高 (運用率)	1.00%	2,011	1,898	2,134	2,117	2,250	2,204	2,187	2,311	2,676	3,052	3,441	3,842	5,256	5,106	4,854	4,700	4,260	3,907	3,541	3,330	5,106	

目次

序章 ファイナンシャル・プランニングを学ぶ意味

1	ニーズとウォンツ	12
2	機会費用	13
3	意思決定	13
4	個人の意味決定と社会	14
5	仕事とキャリア形成	14
6	ライフプラン（生涯生活設計）	15

第1編 ファイナンシャル・プランニング概論

第1章 FPと倫理

1	FPとは	18
2	FPの職業倫理	23

第2章 ファイナンシャル・プランニングの基礎知識

1	ファイナンシャル・プランニングの考え方	26
2	FPの関連知識	30

第2編 ライフプランニング

第1章 ライフプランニングと資金計画

1	人生の3大資金	32
2	教育資金設計	32
3	住宅資金設計	34
4	老後の生活設計（リタイアメントプランニング）	37
5	ローンとキャッシュレス決済	38

第2章 社会保険

1	社会保障制度	42
2	社会保険制度	42
3	公的医療保険	42
4	公的介護保険	45
5	労災保険（労働者災害補償保険）	46
6	雇用保険	48

第3章 公的年金

1	公的年金制度	52
---	--------	----

2	老齢給付	55
3	障害給付	58
4	遺族給付	60
5	離婚時の厚生年金分割制度	61
6	併給調整・請求手続	62

第4章 企業年金・個人向け年金等

1	企業年金制度	63
2	個人向け年金等	65

第5章 年金と税金

1	公的年金等に係る税金	68
2	個人年金に係る税金	68
3	企業年金に係る税金	68

第3編 タックスプランニング

第1章 日本の税制

1	税金の種類	74
---	-------	----

第2章 所得税の基礎知識

1	所得税とは	76
2	所得税の申告と納付	76
3	青色申告制度	77
4	所得税の課税方法	78

第3章 各種所得の計算

1	利子所得	80
2	配当所得	80
3	不動産所得	81
4	事業所得	82
5	給与所得	83
6	退職所得	85
7	山林所得	86
8	譲渡所得	86
9	一時所得	88
10	雑所得	89

第4章 課税標準の計算

1	課税標準の計算	91
---	---------	----

第5章 課税所得金額の計算	
1 所得控除の種類（15種類）	92
第6章 税額算出と税額控除	
1 納付税額の計算の流れ	99
2 納付税額の計算	101
第7章 源泉徴収制度	
1 源泉徴収制度	103
2 源泉徴収票	103
第8章 個人住民税・個人事業税・消費税	
1 個人住民税	105
2 個人事業税	106
3 消費税	106
第9章 法人税	
1 法人税の概要	109
2 法人税の計算	109
3 法人税の申告と納付	111
第4編 リスクマネジメント	
第1章 リスクマネジメント	
1 リスクマネジメントとは	118
第2章 保険制度	
1 社会保険と民間保険	121
2 保険募集	122
3 契約者保護に関する制度と規制	123
第3章 生命保険	
1 生命保険の仕組み	125
2 主な生命保険商品の種類	128
3 主な特約の種類	131
4 団体保険	132
5 生命保険の契約	133
6 生命保険と税金	136
第4章 損害保険	
1 損害保険の仕組み	140
2 火災保険	142

3 自動車保険	145
4 傷害保険	147
5 賠償責任保険	148
6 損害保険と税金	149
第5章 第三分野・その他の保険	
1 第三分野の保険	152
2 その他の保険	153

第5編 金融資産運用設計

第1章 金融・経済の基礎知識

1 主な経済・景気指標	160
2 景気対策	163
3 金利変動の要因	165
4 金融商品のリスク	166
5 金利と金融商品の基礎知識	166

第2章 預貯金

1 預貯金の種類	169
----------	-----

第3章 信託

1 信託とは	171
2 信託銀行の主な商品（金銭信託）	171

第4章 債券

1 債券の概要	172
2 債券価格の変動要因	174
3 債券の利回り	175

第5章 株式

1 株式の概要	178
2 売買の実際	179
3 株式市場全体の株価指標	180
4 個別銘柄の投資指標	181

第6章 投資信託

1 投資信託の概要	183
2 投資信託の分類	184
3 投資信託の運用手法	186
4 投資信託の購入と費用	187

第7章 外貨建て金融商品	
1 為替手数料	189
2 外貨預金とは	189
3 外国債券とは	189
4 外国株式とは	190
5 外国投資信託とは	190
第8章 派生商品（デリバティブ）	
1 派生商品（デリバティブ）とは	191
2 先物取引	191
3 オプション取引	191
4 スワップ取引	191
第9章 ポートフォリオ運用の基礎	
1 ポートフォリオとは	192
2 分散投資によるリスクの軽減	192
3 資産配分（アセットアロケーション）とは	193
第10章 金融商品と税金	
1 預貯金	194
2 債券	194
3 株式	194
4 投資信託	194
5 少額投資非課税制度（NISA）	195
6 財形貯蓄制度	196
7 外貨建て金融商品	196
第11章 預金保険制度とセーフティネット	
1 預金保険制度	197
2 その他セーフティネット	197

第6編 不動産運用設計

第1章 不動産の見方	
1 不動産の基礎知識	204
2 不動産に関する調査	206
第2章 不動産の取引	
1 不動産の売買	209
2 不動産の賃貸借	210

3 区分所有法	212
第3章 不動産に関する法令上の規制	
1 都市計画法	215
2 建築基準法	217
第4章 不動産の取得・保有・譲渡と税金	
1 不動産と税金の概要	222
2 不動産の取得と税金	222
3 不動産の保有と税金	224
4 居住用不動産の譲渡の特例	225
5 不動産の有効活用	228

第7編 相続・事業承継設計

第1章 相続の基礎知識	
1 親族の範囲	236
2 親等	237
3 相続の考え方	238
4 相続人	238
5 相続分	239
6 相続の承認と放棄	240
7 遺産分割	241
8 遺言	242
9 遺留分	243
10 成年後見制度	244
11 相続開始後の手続き	245
第2章 相続税	
1 相続税とは	246
2 相続税の計算	248
3 相続税の申告と納付	251
第3章 贈与税	
1 贈与とは	253
2 贈与税の計算	255
3 贈与税の申告と納付	257
第4章 相続財産の評価	
1 不動産の評価	259

2 その他の財産の評価	262
第5章 事業承継	
1 事業承継対策	264

第8編 キャッシュフロー表の作り方

第1章 キャッシュフロー表の作成

1 ライフイベント表・キャッシュフロー表	270
2 ライフイベント表の作成	270
3 キャッシュフロー表の作成	273
4 ライフイベントに応じた資金準備をしよう！	281

第2章 各種係数

1 終価係数	286
2 現価係数	287
3 減債基金係数	288
4 年金終価係数	289
5 資本回収係数	290
6 年金現価係数	291

資料

資料：FPと関連法規

1 ファイナンシャル・プランナー業務と関連する法律	294
1-1 金融商品取引法	294
1-2 投資助言・代理業、投資運用業	294
1-3 金融商品仲介業	295
1-4 金融サービス提供法（旧金融商品販売法）	295
1-5 金融サービス仲介業	295
1-6 消費者契約法	296
1-7 特定商取引法	296
2 関連業法等の順守	297
2-1 税理士法	297
2-2 弁護士法	298
2-3 保険業法	300

2-4 著作権法	300
2-5 個人情報保護法	301
2-6 貸金業法	302
2-7 マイナンバー法	302

索引

・【あ】～【ろ】	304
----------	-----

〈ケーススタディー覧〉

・将来受け取れる年金額はどれくらいになるの？【ライフ】	69
・社会人1年目の所得税はどれくらい引かれる？【タックス】	113
・万一のときに必要な死亡保障額はどれくらい？【リスク】	155
・目標額を貯めるのに必要な期間と積立額は？【金融】	199
・賃貸住宅を借りる際に気をつけるポイントは？【不動産】	231
・法定相続人の範囲と法定相続分を考えてみよう【相続】	265

本書は、原則として2023年4月1日時点の法令等に基づいて編集したものです。